

議案第 57 号

令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号）の件

令和 2 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 2 , 5 4 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5 , 6 3 4 , 1 1 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 9 月 7 日提出

貝塚市長 藤 原 龍 男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税		5,137,314	23,182	5,160,496
	1. 地方交付税	5,137,314	23,182	5,160,496
14. 国庫支出金		16,201,233	33,173	16,234,406
	2. 国庫補助金	10,423,268	33,173	10,456,441
15. 府支出金		2,854,109	3,240	2,857,349
	2. 府補助金	586,771	2,567	589,338
	3. 委託金	207,113	673	207,786
17. 寄附金		400,510	100	400,610
	1. 寄附金	400,510	100	400,610
19. 繰越金		100	78,354	78,454
	1. 繰越金	100	78,354	78,454
21. 市債		3,896,722	4,500	3,901,222
	1. 市債	3,896,722	4,500	3,901,222
歳 入 合 計		45,491,569	142,549	45,634,118

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		12,684,024	100,876	12,784,900
	1. 総務管理費	11,969,642	99,997	12,069,639
	3. 戸籍住民基本台帳費	273,757	879	274,636
3. 民生費		16,703,274	539	16,703,813
	1. 社会福祉費	6,556,252	130	6,556,382
	2. 児童福祉費	7,005,206	409	7,005,615
4. 衛生費		3,498,340	100	3,498,440
	1. 保健衛生費	778,025	100	778,125
8. 土木費		3,499,531	6,000	3,505,531
	5. 都市計画費	1,703,384	6,000	1,709,384
9. 消防費		1,392,569	15,915	1,408,484
	1. 消防費	1,392,569	15,915	1,408,484
10. 教育費		3,466,859	19,119	3,485,978
	1. 教育総務費	429,702	5,698	435,400
	6. 保健体育費	323,717	13,421	337,138
歳 出	合 計	45,491,569	142,549	45,634,118

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10. 教育費	6. 保健体育費	体育施設運営事業	12,960

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
公 共 施 設 等 除 却 債	千円 225, 100	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府 その他	年以内 10	年以内 0	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 229, 600	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
起債合計	3, 216, 722									3, 221, 222								